

沖縄県ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
介護職員初任者研修実施要綱

1. 研修の目的

母子家庭等及び寡婦を対象に介護職員初任者研修を行い、介護に携わるものが業務を遂行する上での知識及び技術を習得させるとともに、介護員として就労できるよう雇用の増進を図り生活の安定を目的とする。

2. 実施事業者

公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会
☎903-0804 沖縄県那覇市首里石嶺町 4-373-1

3. 実施場所

沖縄県総合福祉センター内、沖縄福祉保育専門学校(実習室)

4. 対象者

介護職に従事することを希望するひとり親家庭の母・父、ひとり親家庭の20歳未満の子、又は寡婦その他実施主体の長が適当と認めた者

5. 定 員

15名

6. 研修日程及びカリキュラム

別紙のとおり。

※沖縄県介護初任者研修事業実施要綱の第7条に該当する場合には研修項目の一部を免除することができる。

7. 受講申し込み

沖縄県母子寡婦福祉連合会へ、6月15日(月)までに申し込む。 ※必着

8. 受講料

無料 ((公財)介護労働安定センター介護職員初任者研修テキスト代は実費 計 6,160 円)

※沖縄福祉保育専門学校での実習日は専用駐車場がない為、公共交通機関または、近隣の有料駐車場等をご利用ください。尚、実費負担となりますのでご了承ください。

9. 修了証明書の交付・管理

- (1) 沖縄県知事は、研修修了者に対して「沖縄県介護職員初任者研修事業指定要綱」に基づき、修了証明書及び携帯用証明書を交付する。
- (2) 研修事業者は修了者について、修了証明番号、年月日、年齢、住所等を記載した名簿を作成し、管理するとともに、その名簿を県知事に報告する。

10. 研修に関する連絡先及び担当者名

公益社団法人 沖縄県母子寡婦福祉連合会
電話 098-887-4099 FAX 098-887-4091 E-mail : jigyo@okiboren.jp
事業推進部 担当 香村尚子・仲与志美奈